別表第１（第４条から第７条まで関係）

第１表

原価等の分類及び算定方法（営業費等）

⑴　営業費

項　　目	算　　定　　方　　法
労務費	原価算定期首における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
修繕費	原価算定期間中における通常予想される経常修繕に要する適正な見積額とする。
租税課金（法人税及び地方法人税並びに住民税のうち法人税割を除く。）	Ａ．固定資産税、事業税（地方法人特別税を含む。）等の諸税は、各税法の定めるところにより算定した適正な額とする。 Ｂ．報償金、道路占用料等の公課は、原価算定時において、契約され、又は変更されることが確実なものの適正な見積額とする。
減価償却費	原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、当該事業者が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。この場合において、耐用年数及び残存価額は、法人税法（昭和40年法律第34号）の定めるところによるものとする。ただし、新規に導管を敷設する場合であって、次のイ及びロに定める方法により算定した額が上記の計算方法により算定した額よりも低い場合においては、イ又はロに定める方法により算定した額とすることができる。 イ．ガス導管の耐用年数を30年として、定額法又は定率法 ロ．次の数式を用いて算定する方法 導管取得原価×0.9×原価算定期間想定利用量÷見積総利用可能量
需給調整費	Ａ．調整力コスト 原価算定期間中における調整力の確保に要する費用（事業報酬相当額及び法人税等相当額を含む）と、直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した必要調整力（※１）により算定した適正な見積額とする。 Ｂ．振替供給コスト 原価算定期間中における調整力単価（※２）と、直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した振替供給能力（※３）により算定した適正な見積額とする。
バイオガス調達費	ガス小売事業者のバイオガス調達に係る契約を踏まえて適正に算定した額から、ガス小売事業者の原料コストと製造コストを合計して得た額を減じた適正な見積額とする。
需要調査・開拓費	Ａ．需要調査費 原価算定期間内において想定される適正な見積額とする。 Ｂ．需要開拓費 当該特定ガス導管事業者が新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該特定ガス導管事業者が過去５年以内（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管及びガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令（平成28年経済産業省令第68号）第三条第三号柱書に規定する導管であって、同号各号のいずれかに該当しない導管（以下「特定導管」という。）にあっては、過去15年以内）に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量（増分需要）を想定し、託送料金収入額増加額の５年分の１／２として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。
事業者間精算費	当該特定ガス導管事業者の直前に連結託送供給（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下この⑴において「事業者」という。）が一の者に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の者に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下この⑴において同じ。）を行うことが見込まれる他の事業者が設定する事業者間精算料金表（連結託送供給に係る費用を事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう。以下この別表において同じ。）及び当該他の事業者の想定連結託送供給ガス量（連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう。以下この別表において同じ。）等を基に計算した金額の合計額とする。（※４）
その他諸経費（上記以外の営業費をいう。）	原価算定期間中におけるガス需要計画等に対応した適正な見積額とする。
関連費の振替	建設工事、受注工事及び附帯事業に関する労務費その他の費用は、当該建設工事等に配分すべき費用の部分を適正に算定し、営業費から控除するものとする。

㈱　各項目の算定に当たり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、年度ごとに算定した額の合計額とする（以下この別表において同じ。）。

（※１）原価算定期間における１時間当たりの必要調整力（㎥／時）として算定した適正な見積量

（※２）調整力コストを原価算定期間の必要調整力の合計で除した値

（※３）原価算定期間における１時間当たりの振替供給能力（㎥／時）として算定した適正な見積能力

（※４）特定ガス導管事業者の供給地点における需要に係るガス及び特定ガス導管事業者が連結託送供給を行うガスについて、他の事業者が連結託送供給を行うことにより生ずる費用は、当該他の事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の事業者が連結託送供給を行ったガス量等を基に計算するものとする。

⑵　営業費以外の項目

項　　目	算　　定　　方　　法
営業外費用	Ａ．株式交付費償却及び社債発行費償却は、原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。 Ｂ．雑支出は原価算定期間中における適正な見積額とする。
法人税及び地方法人税並びに住民税（法人税割に限る。）	法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。 地方法人税は地方法人税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。